

## 公安委員会における行政文書ファイルの誤廃棄事案の発生について

### 1 誤廃棄の概要等

- (1) 発生機関 : 公安委員会 (警察本部総務課公安委員会事務局)
- (2) 発生の時期 : 令和6年(2024年)8月9日
- (3) 発覚の時期 : 令和6年(2024年)12月13日
- (4) 事案の概要 : 公安委員会で管理する行政文書のうち、保存期間が満了し、知事への移管を予定していた文書(歴史公文書)について誤って廃棄してしまったもの。
- (5) 誤廃棄文書 : 平成23年に作成した「公安委員会会議録」1冊

### 2 誤廃棄の経緯

昨年度、パブコメや熊本県行政文書等管理委員会の意見聴取を経て、廃棄・移管が決定した行政文書のうち、廃棄対象文書について裁断作業を行った際、誤って移管対象文書を裁断してしまったもの。

当初、職員2人で文書の現物を確認しながら裁断作業を行っていたが、その日に作業を終わらせることができず、後日、1人の職員が残りの作業を行った際に、誤って移管対象文書まで裁断したもので、今年度分の文書整理の際に、当該文書が保管されていないことから発覚したものの。

### 3 再発防止策

- (1) 廃棄対象文書と移管対象文書の別保管の徹底  
文書の廃棄手続へ進む前に、まず移管対象文書を専用の保管箱に移動するとともに、当該文書を移す際には、幹部の立会いのもと実施する。
- (2) 複数人での廃棄作業の徹底  
実際の廃棄(裁断)作業は、幹部の立会いのもと複数人で実施する。  
具体的には、文書ファイルに「廃棄対象ファイル」の帳票が貼付されているか、また、ファイルの中身が廃棄対象文書に間違いがないかを複数人で目視点検しながら裁断作業を実施する。
- (3) 教養要領の見直し  
事案発生後、幹部及び課員一同に対し、改めて公文書の重要性を理解させる教養を実施した。また、今後、行政文書の適正な保管管理に資する効果的な教養を改めて行うこととし、グループ討議や事例検討を実施するなど、職員に対する教養要領の見直しを図る。